

# 入学辞退

## 1 学校推薦型選抜の場合

学校推薦型選抜に合格した者が、やむを得ない理由により入学を辞退する場合には、合格者本人および保護者並びに出身学校長連署の入学辞退届を提出し、本学学長の承認を得なければなりません。なお、入学手続を完了した後に、やむを得ない理由により入学辞退を申し出、本学学長がその理由を認めた場合には、2027年3月31日(水)17時00分までに限り、入学手続時に納入した入学金以外の学納金を返還します。入学辞退の手続は、原則として合格者本人および保護者の両者が、「入学辞退願い及び学納金返金願い」を持参して下記受付時間内に来学し、大学事務局窓口へ直接申し出る必要があります。ただし、やむを得ない理由がある場合には、本人または保護者のどちらかが手続を行うことを許可しますが、入学辞退手続後に生じたトラブルについては責任を負いません。

## 2 総合型選抜(専願制、探究・プレスト型、将来未定型)の場合

総合型選抜(専願制、探究・プレスト型、将来未定型)に合格した者が、やむを得ない理由により入学を辞退する場合には、合格者本人および保護者連署の入学辞退届を提出し、本学学長の承認を得なければなりません。なお、入学手続を完了した後に、やむを得ない理由により入学辞退を申し出、本学学長がその理由を認めた場合には、2027年3月31日(水)17時00分までに限り、入学手続時に納入した入学金以外の学納金を返還します。入学辞退の手続は、原則として合格者本人および保護者の両者が、「入学辞退願い及び学納金返金願い」を持参して下記受付時間内に来学し、大学事務局窓口へ直接申し出る必要があります。ただし、やむを得ない理由がある場合には、本人または保護者のどちらかが手続を行うことを許可しますが、入学辞退手続後に生じたトラブルについては責任を負いません。

## 3 総合型選抜(併願制、3年次編入型、特別選考型)、一般選抜、大学入学共通テスト利用選抜の場合

総合型選抜(併願制、3年次編入型、特別選考型)、一般選抜、大学入学共通テスト利用選抜に合格し入学手続を完了した者が、合格者本人および保護者または連帯保証人連署の入学辞退届を提出し、入学辞退を申し出た場合は2027年3月31日(水)17時00分までに限り、入学手続時に納入した入学金以外の学納金を返還します。入学辞退の手続は「入学辞退願い及び学納金返金願い」を持参、または郵送にて提出する必要があります。本人または保護者のどちらかが手続を行うことを許可しますが、入学辞退手続後に生じたトラブルについては責任を負いません。

### 【「入学辞退願い及び学納金返金願い」の様式について】

公式サイト「入学試験」-「各入試ページ」から様式をダウンロードし、A4用紙に印刷した上で、手書きで記入してください。

### 【入試に関するお問い合わせ／窓口事務取扱時間について】

高崎商科大学・高崎商科大学短期大学部

TEL.027-347-3379(直通)

[月曜日～金曜日] 8:30～17:00 [土曜日・日曜日・祝日] 休業日

※入学辞退手続受付は、2027年3月31日(水)17時00分までに限ります。